

1：リノベーション可能な専用部分は下記の通りとする

- ・ 躯体を除く床、壁、天井部分。
- ・ 居室間の躯体以外の間仕切り壁および建具。
- ・ 厨房器具、下足箱等の家具や押入れ等の造作物。ただし、厨房器具の移動場所については制限あり。
- ・ 玄関扉・スチールサッシの内部塗装部分。
- ・ スチールサッシ、窓ガラス、網戸は東面ベランダから出入りする場合、1か所のみリノベーション可能とする。

2：下記設備等については、リノベーション不可とする

- ・ 建物構造体、火災警報設備、分電盤、建物附属設備（給排水管設備、電気配管配線設備、ガス配管設備、電話配線、テレビ共聴設備、等）の一次設備は不可。
- ・ 階段室の玄関扉の取替えは不可。
- ・ 浴室、洗面所、便所、給湯器等は従来の仕様で住総研が改修する。

3：その他

- ・ リノベーションで使用した資材や備品については、退去時に所有権を放棄するか自己負担にて搬出してください。また、造作買取請求には応じられませんのご承知おきください。
- ・ リノベーションが原因の水漏れ事故については借り主の責任とします。
- ・ リノベーション工事に伴う共用部分の汚れやキズが発生しないようにしてください。
- ・ リノベーション工事に伴う他住戸への音の影響を抑えるようにしてください（音の出るリノベーション工事については、日時等を棟の掲示板に掲示するなどして、近隣住戸に周知してください）
- ・ 入居後の営業に伴う他の入居者への対応は入居者本人の責任とします。

以上